

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730778

研究課題名(和文) 米国における教員養成アカウンタビリティ・システムの重層的構造に関する研究

研究課題名(英文) A study of accountability system for teacher preparation programs in the US

研究代表者

佐藤 仁 (SATO, Hitoshi)

福岡大学・人文学部・准教授

研究者番号：30432701

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米国における教員養成アカウンタビリティ・システムの構造を解明した。まず、州による教員養成機関の認定制度に対し、連邦政府が高等教育法や「頂点への競争」プログラムを通して、大きな影響を及ぼしていることが明らかになった。次に、ルイジアナ州とバーモント州を事例に、それぞれの州におけるアカウンタビリティ・システムの内実を分析した。ルイジアナ州では、児童生徒の学力テストを基にした付加価値評が教員養成機関のパフォーマンスを測定する重要な指標になっていることが明らかになった。一方、バーモント州では、ポートフォリオを活用した多面的な成果の把握を試みるシステムを構築していた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify the structure of accountability system for teacher preparation programs in the US. At first I pointed out the influence of federal government on state approval system for teacher preparation programs through Higher Education Act and Race to the Top program. Then, in this study, the system in Louisiana and Vermont were analyzed. In Louisiana, value-added assessment, which linked the results of student test scores to teachers performance, was one of the important indicators of accountability system. Meanwhile, in Vermont the portfolio made by each student in teacher preparation programs was used as showing learning outcome in accountability system.

研究分野：比較教育学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：教員養成 アメリカ アカウンタビリティ

1. 研究開始当初の背景

(1) 現代米国における教育改革は、連邦政府による影響を強く受けている。このことは、教員養成についても例外ではない。1998年の高等教育法の改正により、すべての教員養成機関は教員免許試験の合格率等に関する情報を州政府に提供し、州政府はそれらの情報を集約するとともに州の政策動向を毎年連邦政府にしなければならなくなった。また、2001年に制定された「落ちこぼれを作らないための教育法」(以下、NCLB法)により、すべての教室に「高度な適性を有した教員」(Highly Qualified Teacher、HQT)を配置することが求められるようになった。これにより州政府は、HQTの基準に応じた教師教育を展開する必要性に迫られている。

こうした動向は、教員養成機関に対してアカウンタビリティを求める動きと理解することができる。児童生徒の学力達成度へのアカウンタビリティの要求が高まる中で、アカウンタビリティの予先がその学力達成度に大きな影響を及ぼす教員の質、そしてその教員を養成する教員養成機関にも向けられるようになったわけである。また、教員養成のルートが多様化している中で、いわゆる伝統的な大学における教員養成機関(プログラム)は、その効果性や存在意義が問われるようになってきている。つまり、教員養成の質保証を背景としたアカウンタビリティ・システムが急速に構築されてきており、その傾向は一層強まると考えられる。

(2) わが国における米国の教員養成制度の研究には、教員養成の質保証という観点が出ており、教員養成アカウンタビリティ・システムを分析しているものは、管見の限り見当たらない。一方、米国における先行研究の状況に鑑みると、本研究課題については特にアクレディテーションの観点からの研究の蓄積がある。近年では、連邦政府の政策であるHQTの要件に各州がどう対応しているのかに関する研究も散見される。ただし、教員養成アカウンタビリティ・システムに着目しながら州レベルの取り組みを分析する点は、わずかしかない。

(3) 研究代表者は、これまでに科学研究費補助金の交付を受け、米国の教員養成に関する二つの研究を行った。一つめが「米国教員養成機関評価システムに関する実証的研究」であり、アクレディテーションの実態を解明した。二つ目の「教員養成機関における組織的評価・改善システムの構築に関する実証的研究」においては、教員養成マネジメントの実態を明らかにした。これらの教員養成機関の現場に迫る一連の研究において、多様なアカウンタビリティ・システムに対応している教員養成機関の現状を確認することができた。一方で、どのような構造下でアカウンタビリティを求めるようになってきているのか、特に拘

束力の強い州政府による取り組みが具体的にどのように展開されているのかといった問いを二つの研究から課題として認識していた。

2. 研究の目的

本研究は、米国における教員養成アカウンタビリティ・システムの構造的性質を解明することを目的としたものである。本研究では特に州政府の取り組みに焦点を当てた。州政府による教員養成アカウンタビリティ・システムには事後チェックを含めた課程認定制度やレポート・システム等があり、この州政府の取り組みが米国の教員養成アカウンタビリティ・システムの根幹となる。一方でこれらのシステムは、上述した連邦政府による政策や、さらに全米レベルのアクレディテーションや専門職団体による基準の影響を大きく受けている。そこで、州政府の取り組みをこうした外部との関係性の中で位置付けて分析した。

具体的に本研究は、3年間の研究期間内において次のことを明らかにすることを目的とした。一つめは、各州の総合的な状況と傾向の把握である。全米50州(ワシントンDCを含む)の状況を関連資料を利用しながら分析し、一定の傾向を見出すこととした。二つめは、州における詳細な構造的性質と運用の実態の分析である。各州の総合的な状況の分析で導き出された結果から、いくつかの州をピックアップし、その州における教員養成アカウンタビリティ・システムの構造的性質を明らかにすることを目指した。この際、システムの内実とともに、連邦政府の政策もしくは専門職団体の全米基準をどのように解釈していったのかというシステム構築の経緯、さらには教員養成機関がアカウンタビリティ・システムをどう理解して、どう対応しているのかという運用の実態をインタビュー調査を併用しながら解明することを念頭に置いた。そして最後に、米国における教員養成アカウンタビリティ・システムの重層的構造の性質を導き出すことを目指した。州の取り組みの分析から明らかになったことを踏まえ、米国における教員養成アカウンタビリティ・システムの重層的構造、すなわち連邦政府や専門職団体の影響を受けながら州政府によるシステムの構造化が進められるという構造の内実を解明することとした。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、教員養成アカウンタビリティ・システムに関して州レベルの取り組みの分析を行うものである。その際、大きく二つの段階を想定した。まず、全米50州(ワシントンDCを含む)の状況を分類することを試みた。分類の軸は、「連邦政府への接近度合い」と「専門職団体の全米基準の活用度合い」であり、それにプラスして概括的な情報から「アカウンタビリティの強さ」を分析す

る。次に、その分類に応じて事例となる州を複数取り上げ、具体的な状況に関する分析を行った。この事例分析では、アカウンタビリティ・システムの構造、システムの構築の過程、そして運用の実態の三点を取り上げた。以上、州レベルの取り組みの分析を二段階、つまり全米 50 州の動向の分析および事例となる州の詳細なシステムの構造的性質の分析を行うことで、米国における教員養成アカウンタビリティ・システムの重層的構造を考察した。

(2) 本研究の計画の全体像は、全米 50 州の状況の分析と事例となる州の教員養成アカウンタビリティ・システムの分析の大きく二つの分析段階から構成されている。この二つの分析段階を通して、研究全体の目的である米国の教員養成アカウンタビリティ・システムの重層的構造を考察した。研究方法は、関連資料（特に州政府の法令・規則や連邦政府による報告書等）の分析が中心となるが、システムのみより詳細な実態に迫るために関係者へのインタビュー調査を併用した。

全米の状況の分析

全米 50 州の分類に際しては、まず「連邦政府への接近度合い」と「専門職団体の全米基準の活用度合」を軸として設定する。各州の状況についての情報は、高等教育法での提出が求められている各州のレポートや各州の教員政策を分析している National Council on Teacher Quality (NCTQ) による報告書等を利用した。「連邦政府への接近度合い」については、連邦政府への補助金申請や連邦政府の要求への対応の状況から分類した。一方「専門職団体の全米基準の活用度合」については、アクレディテーション団体である National Council for Accreditation of Teacher Education (NCATE) や Teacher Education Accreditation Council (TEAC)、さらには教員の全米基準を開発している Interstate Teacher Assessment and Support Consortium (InTASC) との関係性の状況（基準を採用しているか、アクレディテーションを義務化しているか等）から分類を行った。そして、連邦政府への接近度と専門職団体の基準活用度の観点から、アカウンタビリティを強く求めている州とそうでない州に分け、それぞれに該当するいくつかの州を事例分析の対象として取り上げることにした。

事例となる州のアカウンタビリティ・システムの分析

各州のシステムの分析は、大きく三つの観点を設定した。一つめが、アカウンタビリティ・システムの構造である。基本的には、課程認定 (approval) 制度が存在しているが、課程認定とは別のアカウンタビリティ・システムを含めて、全体的な構造を明らかにした。次に、アカウンタビリティ・システムの構築

過程を分析し、連邦政府や専門職団体の影響の状況を明らかにした。そして、最後にアカウンタビリティ・システムの運用実態として、教員養成機関がどのように対応しているのか、どういう姿勢で臨んでいるのかを明らかにした。州における教員養成アカウンタビリティ・システムの構造および構築過程の分析に際しては、州の法令・規則、さらには議事録等を分析の対象とするとともに、関係者へのインタビュー調査を実施した。運用の実態については、教員養成機関の担当者に対してインタビュー調査を実施するとともに、関係資料を収集した。

4. 研究成果

本研究の成果について、全米の状況と事例州の状況の二つに分けて、以下説明する。

(1) 全米の状況として、まず「連邦政府への接近度合い」が強い州を選出するために、連邦政府主導による「頂点への競争 (Race to the Top)」プログラムを参考にした。このプログラムでは、連邦政府が求める教育改革に対して、各州でどのような改革を進めるのかという計画が審査され、審査を通過した州が補助金を獲得できる仕組み（競争的補助金）となっている。そのため、このプログラムに通過した州もしくはそれに向けて制度を構築している州は、必然的に連邦政府への接近度が高いと判断できるわけである。

頂点への競争プログラムの審査基準として、教員養成政策については、教員養成の効果 (effectiveness) を改善させるために、児童生徒の学習到達度のデータとその児童生徒を担当した教員のデータをリンクさせ、教員養成機関の成果を示すこと、教員養成のオプションを増やすことが挙げられている。後者は、いわゆる代替的な教員養成のルートを増やすことを意味するものであり、教員養成アカウンタビリティ・システムに関するものではない。対して、前者は、児童生徒の学習到達度、すなわち州レベルの学力テストの点数を基に、教員を評価するという「付加価値評価」の結果を教員養成の成果として活用することが求められていることを意味する。この場合、当該教員養成機関の修了生である教員の付加価値評価の結果が教員養成機関の成果となることを意味する。

この付加価値評価を積極的に導入している州が、連邦政府への接近度合いが高いという観点から、本研究ではルイジアナ州を取り上げることとした。その理由は、ルイジアナ州は付加価値評価を基にした教員養成アカウンタビリティ・システムを全米で先駆けて導入した州であり、むしろルイジアナ州を一つのモデルとして連邦政府は付加価値評価の活用の拡大を図ったからである。

次に、「専門職団体の全米基準の活用度合」を確認すると、ほとんどの州が NCATE もしくは TEAC と関係を構築しており、バーモント

州とニューハンプシャー州が関係を構築していないことが明らかになった。特に、バーモント州は上述した頂点への競争プログラムへの申請も行っていない。そこで、バーモント州をルイジアナ州に対抗する州として、取り上げることにした。

なお、分析に際して、ルイジアナ州の事例は関係資料の多くが公開されていたため、そうした一次資料や先行研究を活用した。バーモント州については、関連文書の検討に加え、バーモント州教育省の関係者ならびにバーモント大学の教員養成担当者へのインタビュー調査を実施した。

(2) ルイジアナ州では、2003年から教員養成機関に対する付加価値評価を試行的に実施している。その背景には、ルイジアナ州における教員免許制度改革と連邦政府の高等教育法への対応という状況が確認できた。すなわち、新免許制度下における教員養成の状況をチェックする必要性、ならびに高等教育法で教員養成にかかる状況を報告する必要性である。ただし、この時は、付加価値評価を導入するというよりは、教員養成アカウントビリティ・システムを構築する一環として、付加価値評価の開発が進められた。付加価値評価の枠組みは、2006-7年から全州規模で適用されている。

ルイジアナ州における付加価値評価は、次のように説明される。まず、児童・生徒の状況（前年の到達度（テストの点数）、人種、男女比、フリーランチ等）、教員の状況（教室全体での前年の到達度、生徒集団の特徴等）、学校の状況（学校全体での前年の到達度、生徒集団の特徴等）を踏まえた上で、当該年における生徒の到達度を予測し、予測値（predictors）を算出する。次に、実際の生徒の到達度を測定する。そして、予測値と実際の値との差を明確にし、効果の推定値（effect estimates）を算出する。この効果の推定値について、新任教員集団、経験者教員集団ごとにデータが集計され、新任教員集団はさらに修了した教員養成機関ごとにデータが処理される。この新任教員とは、過去5年の間に教員養成機関を修了し、教員免許状を取得するとともに、教職に就いて1・2年目の教員を指す。対して、経験者教員とは2年以上の経験を有する教員免許状を有した教員となる。付加価値評価でデータの対象となるのは4-9学年の児童・生徒であり、対象教科は数学、理科、社会科、読解（reading）、英語の5教科である。この効果の推定値は、教員養成機関における対象教科のプログラムやコースごとに算出される。そして、そのデータはそれぞれの教科に関する州全体の新任教員集団の平均および経験者教員集団の平均と比較され、その結果に基づき教員養成機関のプログラム・コースは、5つのレベルに分類される。

ルイジアナ州では、教員養成アカウントビ

リティ・システムの実施が滞っている一方で、この付加価値評価だけは、独自にアカウントビリティの指標として利用されているだけでなく、その結果による教員養成機関への介入措置が、州の認定制度に組み込まれるようになった。そして、その介入措置の状況によっては、教員養成機関の閉鎖を行うことが可能になっており、付加価値評価を中心としたアカウントビリティ・システムの存在を明らかにすることができた。

このシステムの意味として、大きく二つのことを考察した。一つは、付加価値評価の結果によって州認定が取り消されるという点で、付加価値評価が認定制度を超えるものとなっている点である。加えて、ルイジアナ州ではア krediteーションが義務化されているため、付加価値評価は専門職組織によるア krediteーションも超えるものと位置づけられるわけである。二つめは、付加価値評価はあくまでも学力テストという学習到達度のみから判断される成果であるため、教員養成機関の質を測定する指標が、修了生が児童・生徒のテストの点数をどれだけ向上させたか、ということに収斂してしまう点である。結果として、教員養成機関は「テストの点数を上げる教員」の養成を目指すことになる可能性があり、それは教員に必要な資質能力という観点からすれば、一つの要素にしかならないものに養成すべき教員像が「特定化ないし矮小化」されること意味する。

(3) バーモント州は、ア krediteーションに頼らない、また連邦政府への要求にも最低限に応じるだけで（高等教育法での報告システム）、独自の州認定制度を確立している。それは、結果志向型認定制度（Result Oriented Program Approval, ROPA）と呼ばれるものである。ROPAの特徴として、まず認定主体が教育省とは独立した州基準委員会であることが挙げられる。この委員会は、現場の教員や有識者によって構成されている組織であり、官僚的な認定ではなく、専門家による自律的な認定を行える基盤となっている。

次に ROPA のプロセスであるが、基準を設定しており、それを満たすことが求められる点では、他州の認定制度やア krediteーションと大きな相違はない。大きく違うのは、基準に沿って教員養成機関が自己評価書を作成することに加え、今後の5年間計画書を作成することが求められている点である。自己評価に基づき、プログラムの強みとニーズを分析し、5年間の目標や改善に向けた年間計画を策定するわけである。この計画については、認定を受けてから2年後に進捗状況がチェックされることとなっている。さらに、教員志望学生にポートフォリオを作成することを免許制度として義務付けており、ROPAにおいてはこのポートフォリオを教員志望学生の成果として示すことが求められてい

る。ポートフォリオは、記入する項目が定められており、学習環境の分析、特別なニーズのある生徒への対応、同僚性 (colleagueship) と擁護 (advocacy)、授業のエピソード、単元、省察と目標の6つの項目が設定されている。それぞれに項目に関し、関連する実践記録やエッセイ等を盛り込むことになっている。また、このポートフォリオを評価するルーブリックも州基準委員会が開発しており、教員養成機関はそれに沿って、教員志望学生の学習成果を測定することが求められている。

こうしたバーモント州のアカウンタビリティ・システムの意味は、大きく二つの側面から説明できる。一つは、アカウンタビリティを求める項目を最小限にし、むしろ教員養成機関の改善を促進しようとするものであることである。これは特に5年計画を作成させることや、その計画は自己評価書を基にすることといった取組から理解できるだろう。もう一つは、教員志望学生のパフォーマンスを多面的に捉えようとするものである。付加価値評価が学力テストという単一の指標でのパフォーマンスを測定するものであるのに対し、ポートフォリオを効果的に活用しようとすることにより、多面的にパフォーマンスを測定することが可能となる。ただし、ポートフォリオの作成は、教員養成機関の負担を増やすことになっている現状もあり、効果的かつ効率的な運用に向けて、議論を開始しているとのことであった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

佐藤仁「米国ルイジアナ州における教員養成アカウンタビリティ・システム 付加価値評価導入に至る段階的改革の分析」『福岡大学研究部論集社会科学編』第6巻、2013年、19-26頁。(査読無)
(http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronso/RonsyuB/Vol6/B0600_0019.pdf)

佐藤仁、樋口裕介、吉田茂孝、岡花祈一郎「実践的指導力をめぐる教員養成研究の新たな研究視角の模索 教育方法学、特別支援教育、保育者養成の議論を手がかりに」『福岡大学研究部論集社会科学編』第6巻、2013年、61-75頁。(査読無)
(http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronso/RonsyuB/Vol6/B0600_0061.pdf)

中村直人、田島充土、入野博、山本冬彦、佐藤仁「学校インターンシップの未来を問う 理論知と実践知を結ぶ」『高知工科大学紀要』第9巻第1号、2012年、151-164頁。(査読無)
(http://kutarr.lib.kochi-tech.ac.jp/dspace/bitstream/10173/917/1/rb9_151_164.pdf)

佐藤仁「教員養成に係る課程認定や事後評価システムのあり方 アメリカのアクレディテーションを踏まえて」『教育制度学研究』第18号、2011年、151-155頁。(査読無)

〔学会発表〕(計7件)

佐藤仁「教員養成機関に対するアカウンタビリティ・システムの進展 連邦行政規則の策定をめぐって」2013年度アメリカ教育史研究会全体集会、2014年1月12日、コープイン京都。

佐藤仁「米国教員養成評価システムをめぐる規格化と専門職化の動向」日本教育制度学会第21回大会課題別セッション、2013年11月17日、筑波大学。

佐藤仁「アメリカ教員養成制度史における大学の位置づけ 1960年代以降を中心に」日本教育学会第72回大会ラウンドテーブル、2013年8月28日、一橋大学。

佐藤仁「米国における教員養成評価システムとその研究動向」2013年教育目標・評価学会中間研究集会、2013年6月1日、東京学芸大学。

佐藤仁「NCLB法の論点整理」九州教育学会第64回大会ラウンドテーブル、2012年11月25日、大分大学。

佐藤仁「米国における教員養成アカウンタビリティ・システムの構築 ルイジアナ州における段階的改革の分析」日本教育行政学会第47回大会、2012年10月28日、早稲田大学。

佐藤仁「教員養成における学校インターンシップの位置付け：アメリカの事例から」高知工科大学教職課程公開シンポジウム、2012年、3月3日、高知工科大学。

〔図書〕(計1件)

佐藤仁『現代米国における教員養成評価制度の研究 - アクレディテーションの展開過程 -』多賀出版、2012年、全263頁。

佐藤仁「教員養成プログラムに対するアカウンタビリティの制度的構造」北野秋男、吉良直、大桃敏行編『アメリカ教育改革の最前線 - 頂点への競争 -』学術出版会、2012年、161-176頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

特になし

6 . 研究組織

(1)研究代表者

佐藤 仁 (SATO, Hitoshi)
福岡大学・人文学部・准教授
研究者番号：30432701